

## 2026年度フリースクールおやまの学校運営業務に係るプロポーザル実施要領

### 1 業務目的

- ・学校に行きづらいと感じている児童生徒が、自分に合った学びを選択し、学ぶ意欲を発揮できるよう、本市の多様な学びの場の一つとして、山野の豊かな自然環境を生かしたフリースクールおやまの学校の企画・運営を行う。
- ・事業者と地域、行政が連携し、本市の不登校支援施策の方向性に基づいた事業を展開し、子どもたちに新たな居場所、学びの場を提供する。
- ・山野地域の魅力を発信する。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

2026年度フリースクールおやまの学校運営業務

#### (2) 業務場所

福山市山野町（主として、旧山野中学校体育館・グラウンド、山野交流館）

※ただし、プログラムの趣旨等を鑑み、市と協議の上、他の履行場所を含めた提案も可能とする。

#### (3) 業務内容

別紙「2026年度フリースクールおやまの学校運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

#### (4) 業務履行期間

契約締結の日から2027年（令和9年）3月31日（水）まで

### 3 委託料

委託料の上限は1,200千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

### 4 選定方式及び契約方法

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験等を有する業者からの提案を広く公募し、プレゼンテーションを行って提案内容を評価するプロポーザル方式によって受注候補者を特定する。また、受注候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結する。

### 5 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平

成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てを行っている者(再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 福山市暴力団排除条例(平成24年条例第10号)第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者であること。

## 6 参加申込の手続等

### (1) 担当部署

福山市教育委員会事務局管理部学校再編推進室

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号(本庁舎13階)

電話 084-928-1279(直通)

電子メールアドレス gakkou-saihen@city.fukuyama.hiroshima.jp

### (2) 選定スケジュール

|                                     |   |
|-------------------------------------|---|
| ① 公告                                | 2026年(令和8年)3月6日(金)                      |
| ② 実施要領等の配付期間                        | 2026年(令和8年)3月6日(金)から同年3月23日(月)午後5時15分まで |
| ③ 質問書受付期間                           | 2026年(令和8年)3月6日(金)から同年3月13日(金)午後5時15分まで |
| ④ 質問書に対する回答期限                       | 2026年(令和8年)3月17日(火)                     |
| ⑤ 参加申込書類(8(4)に定めるものを言う。以下同じ。)の受付期間  | 2026年(令和8年)3月6日(金)から同年3月23日(月)午後5時15分まで |
| ⑥ 参加資格審査結果通知                        | 2026年(令和8年)3月25日(水)                     |
| ⑦ 企画提案書類(10(4)に定めるものを言う。以下同じ。)の受付期間 | 2026年(令和8年)3月25日(水)から同年4月6日(月)午後5時15分まで |
| ⑧ プレゼンテーションの実施                      | 2026年(令和8年)4月10日(金)                     |
| ⑨ 選定結果の通知                           | 2026年(令和8年)4月15日(水)(予定)                 |

### (3) 実施要領等の配付期間及び配付場所

#### ア 配付期間

2026年(令和8年)3月6日(金)から同年3月23日(月)

※土・日・祝日等(福山市の休日を定める条例(平成元年条例第29号)第1条に規定する市の休日)を除く午前8時30分から午後5時15分まで

イ 配付場所

(1) に同じ

※福山市ホームページ

(<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/gakkousaihen/>)

からもダウンロードできます。

## 7 質問書の提出及び回答

(1) 受付期間

2026年(令和8年)3月6日(金)から同年3月13日(金)午後5時15分まで

(2) 提出方法

質問事項がある場合は、質問書(様式1)を添付し、6(1)のメールアドレス宛に電子メールにて提出すること。

※メール送信の際は、件名に「2026年度フリースクールおやまの学校運営業務に係るプロポーザルについての質問」と記すこと。

※メール送信後、電話にて学校再編推進室へ受信確認を行うこと。

(3) 質問に対する回答

競争上の地位を害するおそれのあるものを除き、福山市ホームページ上で公開する。

## 8 参加申込書類の作成等

(1) 受付期間

2026年(令和8年)3月6日(金)から同年3月23日(月)午後5時15分まで

(2) 提出場所

6(1) に同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等(福山市の休日を定める条例(平成元年条例第29号)第1条に規定する市の休日)を除く午前8時30分から午後5時15分まで

※郵送の場合は、2026年(令和8年)3月23日(月)午後5時15分必着

※提出書類の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(4) 提出書類及び部数

次のアからケの書類を作成し、各1部を提出すること。

(イ、エ、オ及びカについては、提出日から3か月前の日以降に発行されたもの。)

ア 参加申込書(様式2)

イ 商業・法人登記簿謄本(写しでも可)

法人格を有していない場合は、団体の規約、役員名簿(体制図)及び直近1年間の活動実績が確認できる書類

ウ 提出期限の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表(法人の場合は、直前1事業年度

- の「貸借対照表」、「損益計算表」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し)
- エ 市税の完納証明書（原本。本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。ただし、本市における納税義務のない者は申立書（様式3）を提出すること。）
- オ 納税証明書（写しでも可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がないことを証明したもの。）
- カ 印鑑証明書（原本）
- キ 使用印鑑届（様式4）（実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。）
- ク 委任状（様式5）（契約締結等に関する権限を支店長、営業所長等に委任する場合に提出すること。）
- ケ 誓約書（様式6）
- ※市が必要と認める場合は、追加資料を求めることがある。

## 9 プロポーザル参加資格の確認（企画提案書の提出者の選定）

8で提出された参加申込書類をもとに参加資格の確認を行う。

### （1）参加資格確認結果の通知

2026年（令和8年）3月25日（水）

※参加申込書類の提出者全員に参加資格確認結果を通知する。

### （2）参加申込書類の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

ア 参加申込書類の提出者が1者のみの場合は、当該1者について参加資格の確認を行う。

イ 参加申込書類の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。

## 10 企画提案書類の作成等

### （1）受付期間

2026年（令和8年）3月25日（水）から同年4月6日（月）午後5時15分まで

### （2）提出場所

6（1）に同じ

### （3）提出方法

持参又は郵送

※持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等（福山市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条に規定する市の休日）を除く午前8時30分から午後5時15分まで

※郵送の場合は、2026年（令和8年）4月6日（月）午後5時15分必着

※提出書類の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

### （4）提出書類及び部数

ア 企画提案書（様式7） 1部

イ 企画書（様式自由） 8部

次の項目について、仕様書に沿って作成すること。予算内で追加提案をしてもよい。

1. 事業者概要（類似業務の実績も含めること。）
2. フリースクールおやまの学校 活動概要、基本方針  
（全体的な考え方、PR点等）
3. フリースクールおやまの学校 業務実施体制  
（運営方法、事業の進め方、安全管理等）
4. フリースクールおやまの学校 活動案  
（1）年間活動予定  
（2）各活動概要
5. 情報発信
6. 地域とのかかわりについて

※提出者が特定できる表記及び提出者が特定できるマーク社章は記入しないこと。

ウ 見積書（様式自由） 1部

※市が必要と認める場合は、追加資料を求めることがある。

## 1.1 企画提案書類の評価及び評価基準

### （1）評価内容

- ア 企画提案書類
- イ プレゼンテーション

### （2）評価基準・評価項目

（1）の評価は、2026年度フリースクールおやまの学校運営業務評価基準表（以下「評価基準表」という。）に基づき、2026年度フリースクールおやまの学校運営業務委託事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）にて行う。

### （3）受注候補者の特定

評価委員会における評価が最も高い者を市長が本業務の受注候補者として特定する。ただし、その者と合意に至らない場合は、評価点の高い順に交渉を行う。

### （4）評価点が同点になった場合の取扱い

評価委員会による評価の結果、同点になった場合は、見積書の金額の低い者を受注候補者として決定する。

### （5）評価点が評価基準表に基づき採点した評価委員会委員合計点数の60%未満の場合は、交渉権者として選定しない。

### （6）企画提案書類の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

ア 企画提案書類の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、評価委員会において受注候補者としての適否を審査する。評価点が評価基準表に基づき採点した評価委員会委員合計点数の60%以上であれば契約の交渉を行う。

イ 企画提案書類の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。

## 1.2 プレゼンテーションの実施

### (1) 開催日時

2026年（令和8年）4月10日（金）

※開始時間、場所等の詳細は後日通知する。

### (2) 内容・方法等

ア プレゼンテーションへの出席者は、企画提案書類の内容を熟知している者で、4人以内とし、プレゼンテーション出席者報告書（様式8）によりあらかじめ届け出ること。

※参加資格確認結果の通知が届き次第、速やかに電子メールで届け出ること。

イ プレゼンテーションは15分以内、評価委員会委員からの質疑は15分以内とする。

ウ 参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。

エ プレゼンテーションの内容は、提出した企画提案書類の内容に限定する。追加提案の説明や追加資料の配付は認めない。

## 1.3 選定結果の通知・評価結果の公表

### (1) 選定結果の通知

2026年（令和8年）4月15日（水）（予定）

※企画提案書類の提出者全員に選定結果を通知する。

※特定者に対する採用通知は、評価の結果、受注候補者として特定された事実を通知するものであり、業務の受注者として決定したものではない。通知後、本市と受注候補者との間で契約締結に向けた協議を行う。

### (2) 評価結果の公表

福山市ホームページに公表する。

## 1.4 契約の締結

(1) 本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行って仕様書の内容を確定した後に、見積合せの上、締結するものとする。

(2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、受注候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が10（4）で提出した見積書の額と同額になるとは限らない。

(3) 市長が特定した受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとする。

(4) 本プロポーザルは、福山市令和8年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前手続きであり、予算成立後に効力を生ずる業務である。したがって福山市議会において本業務に係る予算が否決された場合は、本プロポーザルを取り止め、委託契約は締結しないものとする。この場合において、参加者が本業務を実施するために支出した費用（準備行為も含む。）、提供した知見の対価等については、一切補償しない。

## 1.5 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 3の委託料の上限を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他本市の指示に違反する場合

## 1.6 その他の留意事項

- (1) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断するものとする。
- (2) 参加申込書類が提出されなかった場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書類を提出できないものとする。
- (3) 参加資格がある旨の通知を受けた者が、提出期限までに企画提案書類を提出しない場合は、辞退したものとみなす。
- (4) 参加申込書類及び企画提案書類の作成及び提出並びにプレゼンテーション等に要する費用等は、全て参加者の負担とする。
- (5) 提出された参加申込書類及び企画提案書類は返却しない。
- (6) 提出された企画提案書類の著作権は、その提出者に帰属することとする。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。
- (8) 提出された参加申込書類及び企画提案書類は、受注候補者の選定以外に提出者に無断で使用しない。なお、選定に必要な範囲において複製をすることがある。
- (9) 参加者は、複数の参加申込書類及び企画提案書類を提出することはできない。
- (10) 提出期限以降における参加申込書類及び企画提案書類の差替及び再提出は認めない。
- (11) 提出された企画提案書類は、福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (12) 参加申込書類又は企画提案書類の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式自由）を6（1）に持参又は郵送により提出すること。
- (13) 参加者又はその関係者は、評価委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。
- (14) 本業務は、プロポーザル方式により受注者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書類に記載された内容を反映しつつ市との協議に基づいて決定するものとする。
- (15) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、市は契約を解除できるものとし、市に生じた損害は受注者が賠償するものとする。

- (16) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合があります、この場合、参加者に対して市は一切の責任を負わない。
- (17) 参加者は、参加申込書類の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとす  
る。
- (18) 業務の実施に当たっては、関連法令を遵守すること。
- (19) 受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはでき  
ない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、市と協議の上、業  
務の一部を委託することができるものとする。
- (20) 受注者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する  
法律（平成15年法律第57号）及び関連法令を遵守すること。
- (21) 受注者は業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を外部に漏らし、又は自己の利益の  
ために利用してはならない。また、業務委託終了後も同様とする